

造作什器製作設置業務
仕様書

1. 件名 造作什器製作設置業務

2. 目的

鳴門市役所において、造作什器の製作及び搬入、設置を目的とするものである。

3. 搬入・設置場所

鳴門市役所新庁舎（鳴門市撫養町南浜字東浜地内）

4. 搬入・設置期限

令和6年3月8日

5. 造作什器の種類・仕様

（1）下記の造作什器を製作し、搬入及び設置すること。

階数	内容	数量	備考
1 階	執務室 1-1 カウンター	一式	全長 約 71m うちローカウンター 約 65m ハイカウンター 約 6m
	カウンター仕切りパネル	42 台	着脱式 ローカウンタータイプ
	カウンター仕切りパネル	6 台	着脱式 ハイカウンタータイプ
	総合案内	一式	
	休憩室・給湯 1 作業台	一式	
	休憩室・給湯 1 壁付テーブル	一式	
	外部造作ベンチ・テーブル等	一式	
	コーナーガード	64 本	H=2900
	屋内掲示板	1 枚	W1150×H1050
	屋内掲示板	1 枚	W1475×H1150
	屋内掲示板	1 枚	W1780×H1050
	柱型掲示板	6 枚	W700×H1050
2 階	執務室 2-1 カウンター	一式	全長 約 48m 全てローカウンター

	執務室 2-2 カウンター		一式	全長 約 23m 全てローカウンター
	カウンター仕切りパネル		38 台	着脱式 ローカウンタータイプ
	給湯室 2 作業台		一式	
	コーナーガード		60 本	H=2140
	屋内掲示板		2 枚	W2680×H1050
	柱型掲示板		6 枚	W550×H780
3 階	執務室 3-1 カウンター		一式	全長 約 28m 全てローカウンター
	執務室 3-2 カウンター		一式	全長 約 21m 全てローカウンター
	カウンター仕切りパネル		31 台	着脱式 ローカウンタータイプ
	給湯室 3 作業台		一式	
	3 階 WC 前 造作テーブル		一式	
	コーナーガード		38 本	H=2140
	屋内掲示板		1 枚	W2680×H1050
	屋内掲示板		1 枚	W1780×H1050
	柱型掲示板		4 枚	W550×H780
4 階	給湯室 4 作業台		一式	
	4 階 休憩室・給湯 4 造作テーブル		一式	
	コーナーガード		8 本	H=2140
	議会什器	議長・事務局長机 キャスター付きステージ	一式	・椅子は除く ・可倒式名札付（登壇席及び質問席は無し）
		登壇席	1 台	
		質問席	1 台	
		議員席(1 人席)	22 台	
		理事者席(1 人席)	26 台	
		傍聴席(6 人席)	4 組	
		傍聴席(3 人席)	2 組	
		記者席(6 人席)	1 組	
	屋内掲示板		1 枚	W1780×H1050
共通	多目的スタンド		10 台	W300×H1200

(2) 造作什器の仕様は、図面の内容を全て満たしたものであること。

(3) 利用者の安全性を重視し、耐荷重等を十分に考慮したものとする。

- (4) 仕様に関して不具合等が見込まれる場合は、発注者と打合せを行い、よりよい仕様を提案すること。

6. 現場条件

- (1) 造作什器の搬入及び設置時期については、発注者との打合せのうえ決定するものとする。
- (2) 搬入及び設置作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時までとする。
- (3) 床や壁等への固定が必要な造作什器については、本庁舎の工事期間中に受注者により搬入及び設置する必要があることから、事前に発注者及び庁舎を建築する工事業者等と打合せを行い、指定された期間に搬入及び設置を行うこと。
- (4) 搬入した造作什器の梱包材等、不要となるものは受注者が撤去及び引き取りを行うこと。
- (5) 受注者は、予め造作什器の搬入経路及び設置場所の下見を行ったうえで、搬入方法等について発注者の了承を得ること。搬入等が困難と認められる造作什器がある場合は、発注者と協議の上、対応について決定すること。
- (6) 搬入の際は、建物や設備等に損傷を与えないよう十分注意し、必要に応じて養生等を行うものとし、損傷を与えた場合は、直ちに発注者へ報告するとともに、受注者の負担により現状回復すること。

7. その他条件

- (1) 設置場所までの搬入にかかる費用も見込むこと。
- (2) 組立品の場合は、組立にかかる費用も見込むこと。
- (3) 床や壁等への固定が必要な場合の費用も見込むこと。
- (4) その他、現場設置等に必要な費用も見込むこと。

8. 工程表の提出

受注者は、契約締結後において、15日以内に全体工程表を発注者へ提出するものとする。

9. 保証期間

製作する造作什器に対して次表以上の保証期間を設け、この期間において通常使用での不具合箇所・現象等が発生した場合は受注者の責において修理もしくは再製作し設置まで行うこと。

区分	不具合箇所・現象の例	保証期間
外観・表面仕上	塗装及び樹脂部品の変色・褐色、表面の摩耗等	1年
機構部・可動部	引出し・スライド機構、扉の開閉等の故障	2年
構造部	強度・構造体に係る破壊等	3年

1 0．成果物等の提出

- | | |
|-------------------------------|----|
| (1) 造作什器の図面 | 一式 |
| (2) 造作什器の取り扱い説明書 | 一式 |
| (3) 保証書 | 一式 |
| (4) 造作什器の設置状況写真（設置前・設置作業・設置後） | 一式 |

1 1．その他の事項

(1) 守秘義務

この業務において知り得た内容については、一切他に漏らしてはならない。

(2) 補足事項

この仕様書に定めない事項及びこの作業の実施について疑義が生じたときは、発注者と協議し、その指示に従うものとする。